

生涯学習支援の体系

山本恒夫
(筑波大学)

今年は本学会設立以来15年、生涯学習体系への移行を提唱した臨時教育審議会発足から10年、我が国初の生涯学習の法律（いわゆる生涯学習振興法）が制定されてからあしかけ5年になる。

今年はこのように区切りのよい年のせいも、改めて生涯学習推進の今後について考えさせられることも多かった。ごく最近も生涯学習支援の体系について考える機会があったので、ここではそのことを述べてみることにしよう。

今の教育領域などを考慮すれば、当面の生涯学習支援の体系は次の3系に分けられる。

第一の系

学校教育

第二の系

社会の場での計画的な教育・訓練（たとえば社会教育、職業能力開発など）

第三の系

家庭の場での教育や個人の学習支援（たとえば家庭教育、マルチメディアによる遠隔教育など）

第一の系の学校教育は改めて説明するまでもないであろう。第二の系は、学校教育以外の社会の場での計画的な教育・訓練である。たとえば、教育委員会や公民館、図書館、博物館、その他の社会教育施設の提供する教育事業、行政や民間団体の職業能力開発を始めとする各種生涯学習関連事業などがこれに含まれる。また、第三の系は家庭の場での教育や家庭の場でのさまざまな個人学習への支援で、子供のための家庭教育、放送、通信、コンピュータ等を利用した個人学習への支援などが含まれる。後者については、今後のことを考え、ここではマルチメディアによる遠隔教育としておこう。

生涯学習とこれら3つの系の関係は、この中に含まれる諸々の教育・学習シス

テムが必要に応じて連携・協力しながら人々の生涯学習を支援するということになる。ここにあげた3つの系はそれぞれ独自に生涯学習を支援するだけでなく、連携・協力しての支援も行うのである。図1に示したのは、そのような3つの系の関係である。

図1 3つの系の関係

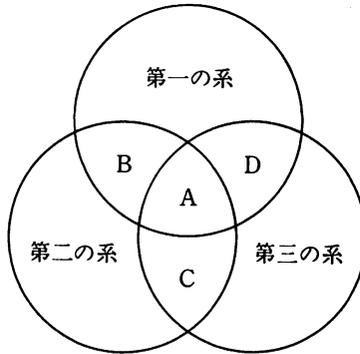


図1の中のAは3つの系が連携・協力する領域を表し、Bは第一と第二の系、Cは第二と第三の系、Dは第一と第三の系それぞれを表している。ふつう、生涯学習の支援体制といえば、3つの系がそれぞれの役割を分担しながら、このような連携・協力を行うことのできるネットワークを指すことが多い。

しかし、従来からの3つの系がこれまでの考え方でネットワークを作り、連携・協力を行うとなると、ネットワークはできてもうまく働かないことがよくある。たとえば、学校教育と社会教育の連携（いわゆる学社連携）の場合をとりあげてみよう。両者が連携・協力して学校開校事業（施設開放、開放講座の開設など）を行うことになったとしても、これまでの方式では、責任の所在は社会教育か学校教育のいずれか一方になるはずである。もし社会教育の側に責任の所在があるとすれば、学校教育側はこれを社会教育事業とみなしてすべてを社会教育側に委ねようとするし、逆の場合には社会教育側が学校教育側にすべてを委ねようとする。

このようなことは、学社連携に限られたことではない。我が国ではタテ割り行政を反映して、教育・学習のシステムもタテ型が多く、従来のままでは、生涯学習への支援もうまくいかないのである。

そこでここでは従来からの3つの系をそのまま生かしながら、新しい生涯学習支援領域を構想することによって、これからの生涯学習支援の仕組みを考えてみ

ることにしよう。先に示した図1は、従来からの3つの系の関係であった。その中のA, B, C, Dが連携・協力を行う領域であったが、これまでの考え方ではそこがうまく働かないというのが問題なのである。

前述の学社連携の問題は、図1でいえばBの領域の問題である。その責任が社会教育にあるとすると、第一の系である学校教育はBを第二の系の領域とみなし、負担の軽減を図るべくそこから逃れようとする。逆に学校教育の責任となれば、第二の系の側の社会教育はBを第一の系の領域とみなして、消極的になる。Bは両者の重複部分であるにもかかわらず、連携・協力となると責任の所在がそのいずれかに置かれることになるので、重複部分までもそのいずれかに帰属するとされてしまいがちなのである。

生涯学習の支援という観点から教育・学習システムをとらえ直すことは、教育の再編成をも見込んでいる。そこで、ここでは新たな発想を取り入れ、図1のA, B, C, Dを第一から第三までの系の連携・協力の領域とはせず、図2に示したような新しい生涯学習支援領域を設定して、そこへ移してみることにしよう。

図2 生涯学習支援の構造

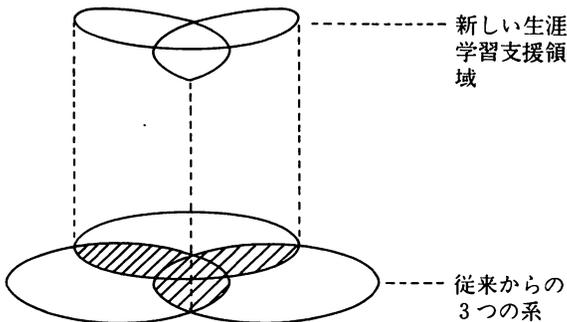


図2の新しい生涯学習支援領域は図1のA, B, C, Dに対応しているが、それらは2つないし3つの系の融合部分であり、図1の中の連携・協力を行う重複部分ではない。したがって、これらの生涯学習支援を行う責任の所在は、従来のように学校教育や社会教育に還元されるのではなく、新たな生涯学習支援領域に帰せられる。我が国でいえば、行政では生涯学習部局などがそれにあたるとし、各地に作られている教育・文化・スポーツ振興のための第三セクター（教育文化振興財団など）が事業主体となることもあるであろう。また、そのために新たな機関を作ることも考えられる。

このような新しい生涯学習支援領域を、図1のA, B, C, Dと対応させていえば、次のようになる。

- A…総合的な生涯学習支援（第一，第二，第三の系の一部を融合した生涯学習支援）
- B…社会・学校系の生涯学習支援（第一，第二の系の一部を融合した生涯学習支援）
- C…社会・家庭系の生涯学習支援（第二，第三の系の一部を融合した生涯学習支援）
- D…学校・家庭系の生涯学習支援（第一，第三の系の一部を融合した生涯学習支援）

第一の「総合的な生涯学習支援」の例をあげれば、我が国で平成6年より文部省が研究開発を始めた地域における生涯大学システムなどがそうである。これは、大学の公開講座，社会教育の学級・講座・教室，一般行政の生涯学習関連事業，放送・通信教育などを1つのシステムにまとめて広域的に人々に提供する仕組みであり，第一，第二，第三の系の一部を取り込んだ総合的な生涯学習サービス機関として構想されている。

第2の「社会・学校系の生涯学習支援」としては，労働省の職業能力開発事業や農林水産省関係の農業普及事業の一部，農業大学の科目，厚生省関係の食と健康教室など，各省庁の生涯学習関連事業を文部省関係の社会教育の講座，学校教育の科目等履修生制度，公開講座と共に並べて提示し，その中から学習者が自分のメニューを作成して学習する能力開発メニュー方式も考えられる。これは，職業上の知識・技術の習得のみならず，ボランティアとしての知識・技術の習得や生活技術の習得など，学習者の興味・関心に幅広く対応できる利点もっている。

第3の「社会・家庭系の生涯学習支援」としては，放送・通信教育に各種講演会，展覧会，図書館，博物館等の利用を加えた自己啓発の支援事業などが考えられるであろう。この場合には，社会や家庭の場で行われる個人学習が中心となるから，そのような学習を可能にするような学び方の習得支援や，学習者を結ぶネットワーク事業などがその中心となるのであろう。

第4の「学校・家庭系の生涯学習支援」としては，すでに放送大学があるが，将来的にはマルチメディアの利用による在宅学習と大学などの専門的な短期公開講座を組み合わせた現職教育なども考えられるであろう。大学・短期大学あるいは大学院の社会人入学は，たとえそれが夜間コースであっても職業人には負担が大きすぎたり，生活条件が合わないことも多いから，これからは科目等履修生制度

とマルチメディアを利用した在宅学習の組み合わせによる現職教育も考える必要があるにちがいない。

生涯学習支援という観点から教育・学習の諸領域をとらえ直すと、このように新たな領域設定が必要となってくるのである。

なお、学習情報提供や学習成果の評価は、それぞれの領域でも行われる。しかし、学習情報に関してはどこからでもアクセスできるようにするための全体的なサービス・システムが必要であるし、学習成果の評価についても、互換のためにはやはり全領域にかかわるサービス・システムが必要である。生涯学習支援の体系という場合には、先の図2の仕組みにこれらをつけ加える必要がある。資格は学習成果の評価結果を示すものであり、このような生涯学習支援の体系を構想していくと、改めてその意味や役割を問わなければならなくなるであろう。